

医政発1130第3号
平成30年11月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び 臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第140号。以下「改正省令」という。）が平成30年11月30日付けで別添のとおり公布され、平成31年4月1日から施行される予定です。

当該改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮願います。

記

第1 改正の趣旨

1. 平成30年4月1日に、臨床研究の実施の手続等を定めた臨床研究法（平成29年法律第16号）が施行された。臨床研究法における特定臨床研究が再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合、当該研究については、臨床研究法第22条において、同法第2章（臨床研究の実施）の規定が適用除外されており、再生医療等安全性確保法が適用される。そのため、制度運用に齟齬が生じることのないよう、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第110号。以下「再生医療等安全性確保法施行規則」という。）について、臨床研究法と整合性をとるための改正を行う。

2. 臨床研究法第4章（臨床研究に関する資金等の提供）に関する具体的な手続等を定めた臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）について、臨床研究法施行規則が研究として行う再生医療等に適用される場合における読み替規定を新設するための改正を行う。
3. その他所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

1. 再生医療等安全性確保法施行規則の一部改正

（1）再生医療等提供基準の改正

- ① 人員に関する規定を改正すること（第5条関係）。
- ② 細胞提供者及びその代諾者に対する説明同意事項を改正すること（第7条第6号及び第7号関係）。
- ③ 研究として再生医療等を行う場合における基本理念を新設すること（第8条の2関係）。
- ④ 多施設共同研究に関する規定を新設すること（第8条の3関係）。
- ⑤ 研究計画書に関する規定を新設すること（第8条の4関係）。
- ⑥ モニタリングに関する規定を新設すること（第8条の5関係）。
- ⑦ 監査に関する規定を新設すること（第8条の6関係）。
- ⑧ モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等に関する規定を新設すること（第8条の7関係）。
- ⑨ 利益相反管理計画の作成等の規定を新設すること（第8条の8関係）。
- ⑩ 情報の公表等に関する規定を新設すること（第8条の9関係）。
- ⑪ 再生医療等を行う医師又は歯科医師の要件に関する規定を改正すること（第9条関係）。
- ⑫ 再生医療等を行う際の責務に関する規定を改正すること（第10条関係）。
- ⑬ 再生医療等を受ける者及びその代諾者に対する説明同意に関する規定を改正すること（第13条、第14条関係）。
- ⑭ 試料の保管に関する規定を改正すること（第16条関係）。
- ⑮ 実施状況の確認に関する規定を改正すること（第20条関係）。
- ⑯ 不適合の管理に関する規定を新設すること（第20条の2関係）。
- ⑰ 苦情及び問合せへの対応に関する規定を改正すること（第26条関係）。
- ⑱ 認定再生医療等委員会の意見への対応に関する規定を新設すること（第26条の2関係）。
- ⑲ 個人情報の取扱いに関する規定を新設すること（第26条の3から第26条の13まで関係）。

（2）再生医療等提供計画の提出等に関する規定の改正

- ① 再生医療等提供計画の提出に関する規定を改正すること（第27条関係）。
- ② 認定再生医療等委員会の変更禁止に関する規定を新設すること（第30

条の2関係)。

- ③ 再生医療等の提供の終了に関する規定を新設すること（第31条の2関係）。

(3) 再生医療等の適正な提供に関する措置に関する規定の改正

- ① 再生医療等に関する記録及び保存に関する規定を改正すること（第34条関係）。

- ② 定期報告に関する規定を改正すること（第37条、第38条関係）。

(4) 認定再生医療等委員会に関する規定の改正

- ① 再生医療等委員会を設置できる団体に関する規定を改正すること（第42条関係）。

- ② 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会に関する規定の改正

- ・ 委員の構成要件に関する規定を改正すること（第44条関係）。
- ・ 委員の構成基準に関する規定を改正すること（第46条関係）。
- ・ 審査等業務を行う際に満たさなければならない要件に関する規定を改正すること（第63条関係）。

- ③ 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会に関する規定の改正

- ・ 委員の構成要件に関する規定を改正すること（第45条関係）。
- ・ 委員の構成基準に関する規定を改正すること（第47条関係）。
- ・ 審査等業務を行う際に満たさなければならない要件に関する規定を改正すること（第64条関係）。

- ④ 審査等業務の適切な実施のために必要な基準に関する規定を改正すること（第49条関係）。

- ⑤ 軽微な変更の範囲に関する規定を改正すること（第52条関係）。

- ⑥ 認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規定を新設すること（第63条、第64条関係）。

- ⑦ 認定再生医療等委員会の判断及び意見に関する規定を改正すること（第65条関係）。

- ⑧ 厚生労働大臣への報告に関する規定を改正すること（第66条関係）。

- ⑨ 委員等の教育又は研修に関する規定を改正すること（第70条関係）。

- ⑩ 認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等に関する規定を改正すること（第71条関係）。

- ⑪ 運営に関する情報の公表に関する規定を新設すること（第71条の2関係）。

(5) 様式の改正その他の所要の規定の整備を行うこと。

2. 臨床研究法施行規則の一部改正

- (1) 特定臨床研究が再生医療等に該当する場合の読み替え規定を新設すること。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行すること。ただし、附則第4条の規定は、公布の日（平成30年11月30日）から施行すること。

第4 経過措置等

- (1) 改正省令の施行の際現に法に基づき行われる再生医療等に対する改正省令による改正後の再生医療等安全性確保法施行規則（以下「新規則」という。）第2章の規定（第20条の2及び第26条の2から第26条の13までを除く。）の適用については、改正省令の施行日から起算して1年を経過するまでの間（当該期間内に厚生労働大臣に対して新規則に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあっては、当該提出までの間）は、なお従前の例によること。
- (2) 認定再生医療等委員会は、(1)による再生医療等提供計画の変更について審査等業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認しなければならないこと。
- (3) (1)による再生医療等提供計画の変更についての審査等業務は、書面により行うことができること。
- (4) 改正省令の施行の際現に細胞提供者又は代諾者から改正前の再生医療等安全性確保法施行規則第7条第6号又は第7号の同意を得ている細胞を用いて再生医療等を行う場合の新規則第7条第6号及び第7号の規定の適用については、なお従前の例によること。
- (5) 厚生労働大臣は、施行日以後に再生医療等委員会の認定を受けようとする者から当該認定の申請があった場合又は改正省令の施行の際現に存する認定委員会設置者から変更の認定の申請があった場合においては、施行日前においても、新省令第44条から第49条までの規定の例により、認定及び公示をすることができる。この場合において、その認定は施行日において厚生労働大臣が行った認定又は変更の認定と、その公示は施行日において厚生労働大臣が行った公示とみなすこと。

附則 第六章 雜則(第百一十八条～第百二十二条)

附則 第六章 雜則(第百一十八条～第百二十四条)

行わせる調査をいう。

目次	改 正 後	目次	改 正 前
第一章 (略)		厚生労働大臣 根本 丘	
第二章 再生医療等の提供		再生医療等の提供規則の一部を改正する	
第一節 再生医療等提供基準 (第四条～第二十六条の十三)		(再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)	
第二節 再生医療等提供計画 (第二十七条～第三十一条の三)		第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百十号) の一部を次の表のように改正する。	
第三節 (略)		(傍線部分は改正部分)	
第三章 認定再生医療等委員会 (第四十二条～第七十一条の二)			
第四章・第五章 (略)			
第六章 雜則(第百一十八条～第百二十二条)			

○厚生労働省令第百四十号
 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第三条第一項、第四条第一項及び第三項第二号(同法第五条第二項において準用する場合を含む)、第五条第一項及び第三項、第六条、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項、第三項第三号並びに第四項(これらの規定を同法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む)、第二十七条第一項ただし書、第三十条第一項、第三十四条、第三十五条第二項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む)、第四十六条並びに第五十六条第一項の規定並びに臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)第三条第一項、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第六項において準用する第二十三条第二項、第三十二条、第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第一項並びに第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 丘

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令
 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
 第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百十号)の一部を次の表のように改正する。

九 〔代表管理者〕とは、再生医療等を多	八 〔多施設共同研究〕とは、研究として
施設共同研究として行う場合において、複数の再生医療等の提供を行う医療機関	行う再生医療等であつて、一の研究の計
の管理者を代表する管理者をいう。	画書(以下「研究計画書」という)に基
づき複数の再生医療等の提供を行う医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をい	行う再生医療等の提供を行う医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をい
う。以下同じ)において行われるものをいう。	う。以下同じ)において行われるものを
十 「モニタリング」とは、研究として再	七 〔略〕
生医療等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受け	(新設)
る者の保護の観点から研究が適正に行われていることを確保するため、当該研究の進捗状況並びに当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われているかど	(新設)
うかについて、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。	

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 | 〔代諾者〕とは、細胞を採取される者又は再生医療等を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。

六 | 〔代諾者〕とは、細胞を採取される者又は再生医療等の提供を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。

七 | 〔略〕

八 | 〔多施設共同研究〕とは、研究として行う再生医療等であつて、一の研究の計画書(以下「研究計画書」という)に基づき複数の再生医療等の提供を行う医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ)において行われるものを行なう。

七 | 〔略〕

八 | 〔多施設共同研究〕とは、研究として行う再生医療等であつて、一の研究の計画書(以下「研究計画書」という)に基づき複数の再生医療等の提供を行う医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ)において行われるものを行なう。

九 | 〔代表管理者〕とは、再生医療等を多

施設共同研究として行う場合において、複数の再生医療等の提供を行なう医療機関

の管理者を代表する管理者をいう。

十 | 「モニタリング」とは、研究として再

生医療等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受け

る者の保護の観点から研究が適正に行われていることを確保するため、当該研究の進捗状況並びに当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われているかど

うかについて、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

(新設)

八〇十四	十五	「ドナー動物」とは、再生医療等に用いる細胞を提供する動物をいう。
（略）	十六	（略）

(再生医療等提供基準)
第四条 法第三条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の提供に関する基準（以下「再生医療等提供基準」という。）は、次条から第二十六条までに定めるところによ

2 実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知識並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならず、研究として再生医療

等を行う場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならない。

(構造設備その他の施設)

療等の提供を行う医療機関は、当該医療機関において再生医療等を受ける者に対し、救急医療を行うために必要な施設又は設備を有していなければならない。ただし、他の医療機関と連携することにより、当該者に対し、救急医療を行うために必要な体制があらかじめ確保されている場合には、この限りでない。

(細胞の入手)

第七条 再生医療等を行う医師又は歯科医師は、再生医療等に用いる細胞が、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じて検査等を行い、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなけれ

六 一五 (略)
ばならない。
細胞の提供を受ける際に、細胞提供者
に対し、次に掲げる事項について、でき
る限り平易な表現を行い、文書により適
切な説明を行い、文書により同意を得て
いること。
(新設)

(新設)

イ
新設(略)

口 当該細胞の提供により予期される危険及び不利益

3 | 第一種再生医療等又は第二種再生医療等

チヘ・ト（略）
当該細胞の提供をしないこと又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

本ハニ二略
当該細胞の提供をしないこと又は当該細胞の提供に係る同意を撤回するにより不利益な取扱いを受けないこ

ネ 研究に用いる医薬品等（臨床研究法）

新設

<p>リ 研究に関する情報公開の方法（研究をして再生医療等を行なう場合に限る。）</p> <p>ヌ 細胞提供者の個人情報をいう。（以下同じ。）の保護に関する事項</p>
<p>ル 試料等（人体から取得された試料及び再生医療等に用いる情報をいう。以下同じ。）の保管及び廃棄の方法</p>
<p>ヲ 研究に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する状況（研究として再生医療等を行う場合に限る。）</p>
<p>ワ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項</p>
<p>力 苦情及び問合せへの対応に関する体制</p>
<p>レ ヨ・タ（略）</p>
<p>ソ 再生医療等の提供に伴い、細胞提供者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該細胞提供者に係るその知見（偶発的所見を含む。）の取扱い</p>
<p>ツ 細胞提供者から取得された試料等について、当該細胞提供者から同意を得る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容</p>
<p>ツ 再生医療等の審査等業務（法第二十六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。）を行う認定再生医療等委員会を規定する認定再生医療等委員会をいう。（以下同じ。）における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項</p>

(新設)	リ 特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項
(新設)	チヘ・ト 細胞提供者の個人情報の保護に関する事項
(新設)	(略)
(新設)	リ 当該細胞を用いる再生医療等に係る

七 細胞提供者の代諾者に対する説明及び
同意については前号の規定を準用する。
この場合において、同号中「細胞提供者」
に対し」とあるのは、「細胞提供者の代諾
者の同意を得る場合にあつては、当該細
諾者に対し」と、「細胞提供者として」と
あるのは、「細胞提供者が細胞提供者とし
て」と、「細胞提供者となること」とある
のは、「代諾者となること」と、「当該細胞
の提供をしないこと」とあるのは、「同意
を行わないこと」と、「細胞提供者の個人
情報」とあるのは、「細胞提供者及び代諾
者の個人情報」と、「当該細胞提供者から」
とあるのは、「代諾者から」と読み替える
ものとする。

七 又 (略)

細胞の提供を受ける際に、細胞提供考者の同意を得る場合にあつては、当該代諾者に対し、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

口 代諾者の同意の撤回に関する事項

イ 当該細胞の使途

口 当該細胞の提供により予期される危険及び不利益

ハ 代諾者となることは任意であること。

二 代諾者の同意を行わないこと又は代諾者の同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

ヘ 当該細胞の提供に係る費用に関する事項

ト 当該細胞の提供による健康被害に対する補償に関する事項

チ 細胞提供者及び代諾者の個人情報の保護に関する事項

リ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項

ヌ その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項

八 (略)

細胞提供者又は代諾者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間について、当該細胞提供者又は代諾者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十九 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方 法)

第八条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理

管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書(以下「特定細胞加工物概要書」という。)を作成しなければならない。

2 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書(以下「特定細胞加工物概要書」という。)を作成しなければならない。

(研究として再生医療等を行う場合の基本理念)

研究として行う再生医療等は、再生医療等を受ける者の生命、健康及び人権を尊重し、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならぬ。

一 社会的及び学術的意義を有する研究を行ふこと。
二 研究の分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
三 研究により得られる利益及び再生医療等を受ける者への負担その他の不利益を比較考慮すること。

九 (略)

細胞提供者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間について、当該細胞提供者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十九 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方 法)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者(法第二条第八項に規定する特定細胞加工物製造事業者をいう。以下同じ。)に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者(法第二条第八項に規定する特定細胞加工物製造事業者をいう。以下同じ。)における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

2 提供機関管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に従つて細胞培養加工施設(法第二条第四項に規定する細胞培養加工施設をいう。以下同じ。)における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

(新設)

四 四

独立した公正な立場における審査等業務を行う認定再生医療等委員会の審査を受けていること。

五 再生医療等を受ける者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。

六 社会的に特別な配慮を必要とする者について、必要かつ適切な措置を講ずること。

十九 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方 法)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

(研究計画書)

五

研究の質及び透明性を確保すること。

六 社会的に特別な配慮を必要とする者について、必要かつ適切な措置を講ずること。

十九 (略)

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方 法)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

(研究計画書)

六

研究の実施体制に関する事項。

七 研究に利用する個人情報を適正に管理すること。

十九 (略)

(新設)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

(新設)

七

研究の実施体制に関する事項。

八 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物の概要に関する事項及び再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に関する事項を含む)。

十九 (略)

(新設)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

(新設)

八

研究の実施体制に関する事項。

九 研究の背景に関する事項(当該研究に用いる細胞の概要に関する事項、特定細胞加工物の概要に関する事項及び再生医療等製品を用いる場合にあつては当該再生医療等製品の概要に関する事項を含む)。

十九 (略)

(新設)

第八条 提供機関管理者は、再生医療等に特 定細胞加工物を用いる場合においては、当 該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製 造方法等を記載した特定細胞加工物概要書 (以下「特定細胞加工物概要書」という。) を作成しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

2 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行つ他の医療機関の管理者に対し、当該多施設共同研究に関する必要な情報を共有しなければならない。

(新設)

六 再生医療等を受ける者に対する治療に関する事項
七 有効性の評価に関する事項
八 安全性の評価に関する事項
九 統計的な解析に関する事項
十 原資料等(研究により得られたデータ)
十一 その他の記録であつて、臨床研究法第三十二条の規定により締結した契約の内容を含む。(以下同じ。)の閲覧に関する事項
十二 品質管理及び品質保証に関する事項
十三 倫理的な配慮に関する事項
十四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項
十五 研究に関する情報の公表に関する事項
十六 研究の実施期間
十七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意(これらに用いる様式を含む)に関する事項
十八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項 (モニタリング)

(新設)

4 前項の報告を受けた研究として再生医療等を行っている医療機関の管理者は、再生医療等を多施設共同研究として行っている場合にあつては、必要に応じ、当該報告の内容を代表管理者に通知しなければならない。
第五条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、必要に応じて、研究計画書ごとに監査に関する一の手順書を作成し、当該手順書及び研究計画書に定めるところにより、監査を実施させなければならぬ。
2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、監査の対象となる研究に従事する者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
3 監査に従事する者は、当該監査の結果を、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に報告しなければならない。
4 前項の報告を受けた研究として再生医療等を行っている医療機関の管理者は、再生医療等を多施設共同研究として行っている場合にあつては、必要に応じ、当該報告の内容を代表管理者に通知しなければならない。
5 モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等
第六条の七 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者が行うモニタリング及び監査に關し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
6 利益相反管理計画の作成等
第七条の八 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、モニタリングに従事する者の「利益相反管理基準」という)を定めなければならぬ。
7 研究として行う再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者又は医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による研究資金等の提供その他の関与

(新設)

(新設)

二 研究として行う再生医療等に從事する者（実施責任者、再生医療等を行う医師又は歯科医師及び統計的な解析を行ったに責任を有する者に限る。）及び研究計画書に記載されている者であつて、当該研究を行うことによつて利益を得ることが明白な者に対する当該研究に用いる特定細胞加工物の製造委託を受けている特定細胞加工物製造事業者又は当該研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者による寄附金、原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬の提供その他の関与

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者又は所属機関の長は、前項の関与が確認された場合には、利益相反管理基準の確認及び当該利益相反管理基準に基づく前項の関与の事実関係についての確認を行い、当該確認の結果（助言、勧告その他の措置が必要な場合にあつては、当該措置の内容を含む。）を記載した報告書を作成しなければならない。この場合において、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者以外の者が当該報告書を作成したときは、当該報告書を研究として再生医療等を行う医療機関の管理者に提出しなければならない。

三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項に規定する報告書の内容も踏まえ、第一項の関与についての適切な取扱いの方法を具体的に定めた計画（前項の報告書に助言、勧告その他の措置が記載されている場合にあつては、その内容を含む。以下「利益相反管理計画」という。）を作成しなければならない。

四 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、利益相反管理基準及び利益相反管理計画について、認定再生医療等委員会の意見を聴かなければならない。

二 研究として再生医療等を行つ医療機関の管理者は、第一項の関与について、利益相反管理基準及び利益相反管理計画に基づき、適切な管理を行わなければならぬ。第四項中「研究として再生医療等を行つ医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と読み替えるものとする。

（情報の公表等）

六 第一項及び第四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第四項中「研究として再生医療等を行つ医療機関の管理者」とあるのは「代表管理者」と読み替えるものとする。

五 研究として再生医療等を行つ医療機関の管理者は、第一項の四第四号に掲げる研究の内容に関する事項として記載したる評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に主要評価項目報告書（研究計画書につき当該収集の結果等を取りまとめた一の概要をいう。以下同じ。）を、同号に掲げる研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行つたための期間が終了したときは原則としてその日から一年以内に研究計画書につきてその日から一年以内に研究計画書につけた総括報告書（研究の結果等を取りまとめた文書をいう。以下同じ。）及びその概要を、それぞれ作成しなければならない。

三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により主要評価項目報告書の作成を行う場合は、法第五条第一項の再生医療等提供計画の変更をしなければならない。

（新設）

七 (略) (削る)	九 八 (略)
再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。	再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
十 研究に関する情報公開の方法(研究として再生医療等を行う場合に限る)	十一 研究に関する情報公開の方法(研究として再生医療等を行う場合に限る)
十二 再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項	十三 試料等の保管及び廃棄の方法
十四 研究に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する状況(研究として再生医療等を行う場合に限る)	十五 苦情及び問合せへの対応に関する体制
十六 当該再生医療等の提供に係る費用に関する事項	十七 他の治療法の有無及び内容並びに他の治療法により予期される利益及び不利益との比較
十八 当該再生医療等の提供による健康被害に対する補償に関する事項(研究として再生医療等を行う場合に限る)	十九 再生医療等を受ける者の健康、子孫に受け継がれる遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該者に係るその知見(偶発的所見を含む)の取扱い
二十 再生医療等を受ける者から取得された試料等について、当該者から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容	

四 (略)	五 四 (略)
再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。	再生医療等を受けることを拒否すること又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。
六 (略) (新設)	七 (略) (新設)
研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第三十二条に規定する契約の内容(研究として再生医療等を行う場合に限る)	医療等委員会に関する事項
	二十二 研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第三十二条に規定する契約の内容(研究として再生医療等を行う場合に限る)

九 八 (略) (新設)	十 (略) (新設)
当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項(研究として行われる再生医療等に係るものに限る)	当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
七 当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項(研究として行われる再生医療等に係るものに限る)	二十一 当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
八 再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項	二十二 研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第三十二条に規定する契約の内容(研究として再生医療等を行う場合に限る)
	二十三 (略)

一 (略)	二 (略)
当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項(研究として行われる再生医療等に係るものに限る)	当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
七 当該再生医療等の実施による健康被害に対する補償に関する事項(研究として行われる再生医療等に係るものに限る)	当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
八 再生医療等を受ける者の個人情報の保護に関する事項	二十一 当該再生医療等の審査等業務を行う認定再生医療等委員会における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項
	二十二 研究に用いる医薬品等の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者はその特殊関係者による研究資金等の提供を受けて研究を行う場合においては臨床研究法第三十二条に規定する契約の内容(研究として再生医療等を行う場合に限る)

2	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供計画及び研究計画書の変更その他の再生医療等の適正な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。
1	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行っている場合 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者及び実施責任者を行なう医療機関の管理に必要な措置を講じなければならない。
2	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行っている場合 (次号に掲げる場合等を除く) 提供機関管理者及び実施責任者 (削る)
3	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)

2	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
3	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
4	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
5	第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)

2	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
3	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
4	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
5	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)

2	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
3	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
4	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)
5	第一種再生医療等の提供を行つて行なう医療機関の管理者 (再生医療等を行つて行なう医療機関の管理者)

第二十四条 削除

(教育又は研修)

第二十五条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**第二十五条 提供機関管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**

(個人情報の保護)
第二十四条 提供機関管理者は、個人情報の適正な取扱いの方法を具体的に定めた実施規程(以下「個人情報取扱実施規程」という。)を定めなければならない。

(教育又は研修)
第二十五条 提供機関管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に実施するために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。

2 | 其の他の再生医療等に従事する者は、再生医療等の管理等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。

2 | 其の他の再生医療等に従事する者は、再生医療等の管理等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。

2 | 其の他の再生医療等を行なう医師又は歯科医師その他他の再生医療等を行なう医療機関の管理者は、苦情及び問合せを受けた場合に速やかに対応するため、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。

2 | 其の他の再生医療等を行なう医師又は歯科医師その他他の再生医療等を行なう医療機関の管理者は、苦情及び問合せを受けた場合に速やかに対応するため、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。

(個人情報の取扱い)**第二十六条 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、苦情及び問合せを受けた場合に速やかに対応するため、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。**

(認定再生医療等委員会の意見への対応)
第二十六条の二 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、認定再生医療等委員会から意見を述べられた場合には、当該意見を尊重して必要な措置を講じなければならぬ。

(新設)
第二十六条の三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(再生医療等を多施設共同研究として行つてある場合における他の医療機関の管理者又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう)にある者への提供を含む。以下同じ。)の目的(以下「利用目的」という。)を取得してはならない。

2 | 研究として再生医療等に従事する者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(新設)
第二十六条の三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(再生医療等を多施設共同研究として行つてある場合における他の医療機関の管理者又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう)にある者への提供を含む。以下同じ。)の目的(以下「利用目的」という。)を取得してはならない。

3 | 研究として再生医療等に従事する者は、原則として、あらかじめ、本人(個人情報によつて識別される特定の個人をいう。以下同じ。)又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「本人等」という。)から同意を得た範囲又は次条の規定により通知し、若しくは公表している範囲を超えて、再生医療等の実施に伴い取得した保有個人情報を取り扱つばならない。

4 | 研究として再生医療等を行なう医療機関の管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 | 研究として再生医療等を行なう医療機関の管理者は、既存試料等(研究計画書が作成されるまでの間に存在する試料等又は当該研究計画書が作成された後に当該研究の目的以外の目的で取得された試料等であつて、当該研究に利用するもの(特定細胞加工物に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の取得時に別の研究における利用についての同意が得られており、当該研究を行うことについて、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「既存試料等が再生医療等に利用される者

(新設)

<p>イ 当該研究における既存試料等の利用目的及び利用方法（当該再生医療等を多施設共同研究として行う場合において、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者へ提供される場合はその方法を含む。）</p> <p>ハ 当該研究に利用する既存試料等の項目</p> <p>ハ 当該研究に利用する既存試料等を利用する者の範囲</p> <p>二 当該研究に利用する既存試料等の管理について責任を有する者の氏名又は名称</p> <p>一 当該研究の実施について、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者等に通知し、又は公表している場合であつて、当該既存試料等が再生医療等に利用される者が当該研究に参加することについて、原則として、既存試料等が再生医療等に利用される者等が拒否できない機会を保障している場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>イ 前号イからニまでに掲げる事項</p> <p>ロ 既存試料等が再生医療等に利用される者等の求めに応じて、既存試料等が再生医療等に利用される者が識別される既存試料等の利用（当該再生医療等を多施設共同研究として行う場合における当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者への提供を含む。）を停止すること</p> <p>ハ 口の既存試料等が再生医療等に利用される者等の求めを受け付ける方法</p> <p>（利用目的の通知）</p>	<p>イ と/or り、かつ、その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる場合</p> <p>イ 当該研究における既存試料等の利用目的及び利用方法（当該再生医療等を多施設共同研究として行う場合において、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者へ提供される場合はその方法を含む。）</p> <p>ハ 当該研究に利用する既存試料等の項目</p> <p>ハ 当該研究に利用する既存試料等を利用する者の範囲</p> <p>二 当該研究に利用する既存試料等の管理について責任を有する者の氏名又は名称</p> <p>一 当該研究の実施について、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者等に通知し、又は公表している場合であつて、当該既存試料等が再生医療等に利用される者が当該研究に参加することについて、原則として、既存試料等が再生医療等に利用される者等が拒否できない機会を保障している場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>イ 前号イからニまでに掲げる事項</p> <p>ロ 既存試料等が再生医療等に利用される者等の求めに応じて、既存試料等が再生医療等に利用される者が識別される既存試料等の利用（当該再生医療等を多施設共同研究として行う場合における当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者への提供を含む。）を停止すること</p> <p>ハ 口の既存試料等が再生医療等に利用される者等の求めを受け付ける方法</p> <p>（利用目的の通知）</p>
<p>第二十六条の五 研究として再生医療等を行ふ医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報について、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人</p>	<p>（利用目的の通知）</p>

(新設)

第二十六条の

等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、利用目的の通知の求めをした本人等に対して通知することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益又は研究として再生医療等を行う医療機関の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合には、この限りでない。

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により求められた利用目的の通知について、当該通知をしない旨の決定をした場合には、その求めをした本人等に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(新設)

三 他の法令に違反することとなる場合

研究として再生医療等を行う医療機関の
管理者は、前項の規定により求められた保
有個人情報の全部又は一部について開示し
ない旨の決定をした場合又は開示を求めら
れた保有個人情報が存在しない場合には、
その求めをした本人等に対し、遅滞なく、
その旨を通知しなければならない。

他の法令の規定により、保有個人情報の
開示について定めがある場合には、前二項
の規定は、適用しない。

(手数料)

第二十六条の七 研究として再生医療等を行

う医療機関の管理者は、第二十六条の五第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。

(訂正等)

2 | 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(訂正等)

2 | 研究として再生医療等を行いう医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができるものについて、その内容が事実でないという理由によつて、当該内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、当該内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該内容の訂正等を行わなければならぬ。

2 | 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る訂正等を行つたとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(利用停止等)

(研究として再生医療等を行

(新設)

(新設)

(以下この条において「利用停止等」とい

う。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するため

に必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、

他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該保有個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合

又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

2 | 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十六条の十 研究として再生医療等を行

う医療機関の管理者は、開示等の求め（第二十六条の五第一項、第三十六条の六第一項、第二十六条の八第一項及び前条第一項の規定による求めをいう。以下同じ。）に応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人等が当該手続によらずに開示等の求めを行つたときは、当該管理者は、その求めをしたときは、当該管理者は、その求めをした本人等に対し、開示等の求めに応じることが困難である旨を通知することができる。

1 | 開示等の求めの申出先

2 | 開示等の求めに際して提出すべき書面

3 | 開示等の求めをする者が本人等である

4 | 第二十六条の七第二項の規定により手

(新設)

する保有個人情報の利用の停止又は消去の規定に違反して取得されたものであると
いう理由又は同条第三項の規定に違反して
取り扱われているという理由により、該當

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から開示等の求めがあった場合において、その求めをした本人等に対し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、当該管理者は、本人等が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人等の利便を考慮しなければならない。
3 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前二項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるときは、本人等に過重な負担を課するものとならないよう、配慮しなければならない。
(理由の説明)

第一項 （試料等に係る個人情報の保護に関する措置）	第二十六条の十一 研究として再生医療等を行ふ医療機関の管理者は、第二十六条の五第二項、第二十六条の六第二項、第二十六条の八第二項又は第三十六条の九第二項の規定により、本人等から求められた措置の全部又は一部について、その措置を講じない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置を講ずる旨を通知する場合は、その求めをした本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
（記録の作成）	第二十六条の十二 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行ふ他の医療機関の管理者に対し試料等を提供する場合にあつては、匿名化をするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)
新設

一 当該保有個人情報を含む試料等を提供了した年月日
二 当該外国にある者の名称及び所在地
三 法第十四条に規定する同意を得ている旨又は前条に規定する手続を行っている旨
四 当該保有個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
五 当該外国にある者に提供した保有個人情報の項目

2 外国にある者から個人情報を含む試料等の提供を受ける場合（他の法令の規定により外国にある者から試料等の提供を受ける場合を除く。）には、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、次に掲げる事項の確認を行い、当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。
一 当該個人情報を含む試料等の提供を受けた年月日
二 当該試料等の提供を行った外国にある者の名称及び所在地
三 当該試料等が適切に取得されたことを記載した書類
四 当該外国にある者から提供を受けた個人情報の項目

(再生医療等提供計画の提出)

第二十七条 法第四条第一項の規定による提出

提出は、研究として再生医療等を行う場合にあつては、様式第一による再生医療等提供計画、それ以外の場合にあつては様式第一の二による再生医療等提供計画を提出して行うものとする。

(再生医療等提供計画の提出)

第二十七条 法第四条第一項の規定による提出

提出は、様式第一による計画を提出して行うものとする。

2 | 前項の提出を行つたときは、速やかにその旨を当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会（法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

5 |

前四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「提供機関管理者」とあるのは、「代表管理者」と、第二項中「前項」とあるのは、「第五項において準用する前項」と、第三項中「第一項」における報告の際」とあるのは、「第五項において準用する第一項の報告の際」と、「前条第一項」とあるのは、「前条第五項において準用する同条第一項」と、前項中「第一項」とあるのは、「第五項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

第三十九条 削除

(認定再生医療等委員会の意見を聴く際の手続)

第三十九条 提供機関管理者は、法第四条第二項の規定により認定再生医療等委員会(当該再生医療等提供機関の開設者が設置したもの)を除くに意見を聴くときは、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を入手しなければならない。

された事項及び当該申請書又は当該届書に添付された書類に記載された事項については、当該事項を公表したものとみなす。

(略)

六 苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置していること。

(法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲)

第五十二条 法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 当該認定再生医療等委員会の委員の氏名の変更であつて、委員の変更を伴わないもの

二 当該認定再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件(第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。)を満たさなくなるもの以外のもの

三 当該認定再生医療等委員会の委員の構成要件に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

(法第二十七条第一項ただし書の軽微な変更の範囲)
(新設)

第五十二条 法第二十七条第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 当該認定再生医療等委員会の委員の氏名の変更であつて、委員の変更を伴わないもの

二 当該認定再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件(第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。)を満たさなくなるもの以外のもの

三 当該認定再生医療等委員会の委員の構成要件に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関に対し、当該医療機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼす又はその継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

第六十二条 削除
(認定再生医療等委員会の認定証の返納)

第六十三条 削除
(再生医療等委員会の認定台帳)

第六十二条 厚生労働大臣は、法第二十六条第四項の規定による認定に関する台帳を備え次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定番号及び認定年月日

二 認定委員会設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 認定再生医療等委員会の名称及び所在地

(第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行つ際には、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 五名以上の委員が出席していること。

二 (略)

三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。

イヽ二 (略)

イヽ二 (略)

イヽ二 (略)

2 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた医療機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

第六十四条 削除
(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

第六十五条 削除
(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

第六十六条 削除
(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

(認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していいた医療機関に、その旨を通知しなければならない。

(認定再生医療等委員会の廃止後手続)

知識を有する場合には、当該者)

四 (略)
認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。
(削る)

五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。
(認定再生医療等委員会の審査等業務)

四 (略)
認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

(認定再生医療等委員会の審査等業務)

二 当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合

2 | 認定再生医療等委員会は、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画の変更に係る審査であつて、次に掲げる要件を満たすものを行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該認定再生医療等委員会における審査等業務に関する規程に定める方法により、これを行なうことができる。

一 | 当該再生医療等提供計画の変更が、認定再生医療等委員会の審査を経て指示を受けたものである場合

二 | 当該再生医療等提供計画の変更が、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合

(第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第六十四条 認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行なう際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(削る)

|一| (略)

|二| (略)

|三| (略)

|四| (略)

|五| (略)

|六| (略)

|七| (略)

|八| (略)

|九| (略)

|十| (略)

|十一| (略)

|十二| (略)

|十三| (略)

|十四| (略)

|十五| (略)

|十六| (略)

|十七| (略)

|十八| (略)

|十九| (略)

|二十| (略)

|二十一| (略)

|二十二| (略)

|二十三| (略)

|二十四| (略)

|二十五| (略)

|二十六| (略)

|二十七| (略)

|二十八| (略)

|二十九| (略)

|三十| (略)

|三十一| (略)

|三十二| (略)

|三十三| (略)

|三十四| (略)

|三十五| (略)

|三十六| (略)

|三十七| (略)

|三十八| (略)

|三十九| (略)

|四十| (略)

|四十一| (略)

|四十二| (略)

|四十三| (略)

|四十四| (略)

|四十五| (略)

|四十六| (略)

|四十七| (略)

|四十八| (略)

|四十九| (略)

|五十| (略)

|五十一| (略)

|五十二| (略)

|五十三| (略)

|五十四| (略)

|五十五| (略)

|五十六| (略)

|五十七| (略)

|五十八| (略)

|五十九| (略)

|六十| (略)

|六十一| (略)

|六十二| (略)

|六十三| (略)

|六十四| (略)

|六十五| (略)

|六十六| (略)

|六十七| (略)

|六十八| (略)

|六十九| (略)

|七十| (略)

|七十一| (略)

|七十二| (略)

|七十三| (略)

|七十四| (略)

|七十五| (略)

|七十六| (略)

|七十七| (略)

|七十八| (略)

|七十九| (略)

|八十| (略)

|八十一| (略)

|八十二| (略)

|八十三| (略)

|八十四| (略)

|八十五| (略)

|八十六| (略)

|八十七| (略)

|八十八| (略)

|八十九| (略)

|九十| (略)

|九十一| (略)

|九十二| (略)

|九十三| (略)

|九十四| (略)

|九十五| (略)

|九十六| (略)

|九十七| (略)

|九十八| (略)

|九十九| (略)

|一百| (略)

|一百一| (略)

|一百二| (略)

|一百三| (略)

|一百四| (略)

|一百五| (略)

|一百六| (略)

|一百七| (略)

|一百八| (略)

|一百九| (略)

|一百十| (略)

|一百十一| (略)

|一百十二| (略)

|一百十三| (略)

|一百十四| (略)

|一百十五| (略)

|一百十六| (略)

|一百十七| (略)

|一百十八| (略)

|一百十九| (略)

|一百二十| (略)

|一百二十一| (略)

|一百二十二| (略)

|一百二十三| (略)

|一百二十四| (略)

|一百二十五| (略)

|一百二十六| (略)

|一百二十七| (略)

|一百二十八| (略)

|一百二十九| (略)

|一百三十| (略)

|一百三十一| (略)

|一百三十二| (略)

|一百三十三| (略)

|一百三十四| (略)

|一百三十五| (略)

|一百三十六| (略)

|一百三十七| (略)

|一百三十八| (略)

|一百三十九| (略)

|一百四十| (略)

|一百四十一| (略)

|一百四十二| (略)

|一百四十三| (略)

|一百四十四| (略)

|一百四十五| (略)

|一百四十六| (略)

|一百四十七| (略)

|一百四十八| (略)

|一百四十九| (略)

|一百五十| (略)

|一百五十一| (略)

|一百五十二| (略)

|一百五十三| (略)

|一百五十四| (略)

|一百五十五| (略)

|一百五十六| (略)

|一百五十七| (略)

|一百五十八| (略)

|一百五十九| (略)

|一百六十| (略)

|一百六十一| (略)

|一百六十二| (略)

|一百六十三| (略)

|一百六十四| (略)

|一百六十五| (略)

|一百六十六| (略)

|一百六十七| (略)

|一百六十八| (略)

|一百六十九| (略)

|一百七十| (略)

|一百七十一| (略)

|一百七十二| (略)

|一百七十三| (略)

|一百七十四| (略)

|一百七十五| (略)

|一百七十六| (略)

|一百七十七| (略)

|一百七十八| (略)

|一百七十九| (略)

|一百八十| (略)

|一百八十一| (略)

|一百八十二| (略)

|一百八十三| (略)

|一百八十四| (略)

|一百八十五| (略)

|一百八十六| (略)

|一百八十七| (略)

|一百八十八| (略)

|一百八十九| (略)

|一百九十| (略)

|一百九十一| (略)

|一百九十二| (略)

|一百九十三| (略)

|一百九十四| (略)

|一百九十五| (略)

|一百九十六| (略)

|一百九十七| (略)

|一百九十八| (略)

|一百九十九| (略)

|一百二十| (略)

|一百二十一| (略)

|一百二十二| (略)

|一百二十三| (略)

|一百二十四| (略)

|一百二十五| (略)

|一百二十六| (略)

|一百二十七| (略)

|一百二十八| (略)

|一百二十九| (略)

|一百三十| (略)

|一百三十一| (略)

|一百三十二| (略)

|一百三十三| (略)

|一百三十四| (略)

|一百三十五| (略)

|一百三十六| (略)

|一百三十七| (略)

|一百三十八| (略)

|一百三十九| (略)

|一百四十| (略)

|一百四十一| (略)

|一百四十二| (略)

|一百四十三| (略)

|一百四十四| (略)

|一百四十五| (略)

|一百四十六| (略)

|一百四十七| (略)

|一百四十八| (略)

|一百四十九| (略)

|一百五十| (略)

|一百五十一| (略)

|一百五十二| (略)

|一百五十三| (略)

|一百五十四| (略)

|一百五十五| (略)

|一百五十六| (略)

|一百五十七| (略)

|一百五十八| (略)

|一百五十九| (略)

|一百六十| (略)

|一百六十一| (略)

|一百六十二| (略)

|一百六十三| (略)

|一百六十四| (略)

|一百六十五| (略)

|一百六十六| (略)

|一百六十七| (略)

|一百六十八| (略)

|一百六十九| (略)

|一百七十| (略)

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

第六十五条 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者

二 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者

三 前二号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究(臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る)を実施していた者

(認定再生医療等委員会の判断及び意見)

第六十五条 審査等業務の対象となる再生医療等委員会の運営に関する事務に携わる者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の運営に応じて、当該認定再生医療等委員会の運営において説明することを妨げない。

(新設)

2 認定再生医療等委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもつて行うよう努めなければならない。ただし、認定再生医療等委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とする。

第六十六条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が次に掲げる意見を述べたときには、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

(厚生労働大臣への報告)

第六十六条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続するこれが適当でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

(厚生労働大臣への報告)

一 再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき

二 第二十条の二第四項の規定により意見を求められた場合に意見を述べたとき

(帳簿の備付け等)

第六十七条 (略)
2 認定委員会設置者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から十年間、保存しなければならない。

(新設)

第六十七条 (略)
2 認定委員会設置者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から十年間、保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十八条 (略)
2 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿の公表

第六十八条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を公表しなければならない。

第六十九条 (略)
2 前項により選任された認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行った者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならない。

(事務を行う者の選任)

(新設)

(事務を行う者の選任)

第六十九条 (略)
2 前項により選任された認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行った者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならない。

その特殊関係者と密接な関係を有している者であつて、当該審査等業務に参加する者が適切でない者

2 認定再生医療等委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、原則として、出席委員(技術専門委員が出席する場合にあっては、当該委員を除く。以下この項において同じ。)の全員一致をもつて行うよう努めなければならない。ただし、認定再生医療等委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とする。

第六十六条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続するこれが適當でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

(厚生労働大臣への報告)

第六十六条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続するこれが適當でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

2 第八条の九第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の二（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）、第五十条、第五十六条、第五十七条第一項及び第二項、第六十一条並びに第六十六条（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）並びに第七十三条、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項、第七十九条並びに第一百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六十一条及び第七十九条に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

（電磁的記録媒体による手続）

第一百二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつてこれら書類に代えることができる。

第八条の九第五項		総括報告書の概要	
（略）		（略）	
様式第一による計 画及び様式第一の 二による計画		（新設）	
（略）		（新設）	
第三十一条第一項	第二十八条第一項	（略）	（略）
（略）			

2 第五十六条及び第五十七条第一項及び第二項（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項並びに第一百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2 第五十六条及び第五十七条第一項及び第二項（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項並びに第一百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（フレキシブルディスクによる手続）

第一百二十一条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物と表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他のこれに準ずる物として厚生労働大臣が定めたもの並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができ

る。

（削る）

（電磁的記録媒体に記載する事項）

第一百一十二条 前条第一項の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

（電子情報処理組織による手続）

第一百一十二条 法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び法第三十五条第二項（法第三十六条第二項及び第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付は電子情報処理組織（厚生労働省の使用による電子計算機と、これらの規定による添付をしようとする者の使用による出入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて入力し、送信することをもつてこれらの書類に代えることができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第一百二十二条 前条第一項のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二三号に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならぬ。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第一百二十二条 第百三十条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、日本工業規格X六二四号又は日本工業規格X六二五号に規定する方式

二 ポリューム及びファイアル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第一百二十三条 第百二十条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 （略）

（電子情報処理組織による手続）

第一百二十四条 法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）及び法第三十五条第二項（法第三十六条第二項及び第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付は電子情報処理組織（厚生労働省の使用による電子計算機と、同条の規定による添付をしようとする者の使用による出入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて入力し、送信することをもつてこれらの書類に代えることができる。

再生医療等提供計画(研究) 実施予定期間者数	
試験の種類	
Study Type	
試験デザイン	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
Study Design	
保険外併用療養の有無	
再生医療等の提供を行う国(日本以外)	
Countries of Recruitment	
主たる選択基準 / Inclusion Criteria	
主たる除外基準 / Exclusion Criteria	
再生医療等を受け る者の適格基準 / Key Inclusion & Exclusion Criteria	
Age Maximum	
Age Minimum	
年齢上限	
年齢下限	
性別	
Gender	
中止基準	
再生医療等の対象疾患等の名称	
Health Condition(s) or Problem(s)	
対象疾患コード / Code	
対象疾患キーワード / Code	
Keyword	
介入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
介入の内容	
Intervention(s)	
介入コード / Code	
介入キーワード	
介入評価項目	
Primary Outcome(s)	
主たる評価項目	
Secondary Outcome(s)	
副次的な評価項目	
再生医療等の内容 (再生医療等の内容 をできる限り平易な表現を用いて記載 したもの) を含む)	
研究の目的	
試験のフェーズ	
Phase	
症例登録開始予定日	
第 1 症例登録日	
実施期間(開始日)	
実施期間(終了日)	

様式第一（第二十七条関係）（第三面）

2

人員及び構造設備その他の施設等
(1) 人員及び構造設備その他の施設に関する事項

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医師又は歯科医師		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関		
Address		
電話番号		
役職		

実施責任者の連絡
先 / Contact for
Scientific
Queries

所属部署	
所属機関の郵便番号	
所属機関の住所	
Address	
電話番号	
役職	

(2) その他研究の実施体制に関する事項

氏名	
Name	
所属機関	
Affiliation	
事務担当者の連絡先 / Contact for Public Queries	
所属機関の住所	
Address	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

様式第一（第二十七条関係）（第四面）

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医師又は歯科医師		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関・部署		
役職		

データマネジメント担当機関	
氏名	
e-Rad番号	
所属機関・部署	
役職	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

モニタリング担当機関	
氏名	
e-Rad番号	
所属機関・部署	
役職	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

統計解析担当機関	
氏名	
e-Rad番号	
所属機関・部署	
役職	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

研究・開発計画支援担当機関	
氏名	
e-Rad番号	
所属機関・部署	
役職	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

様式第一（第二十七条関係）（第五面）

氏名 Name		
e-Rad番号 e-Rad Number		
所属機関 Affiliation		
実施責任者・再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者以外の研究を総括する者 Secondary Sponsor の該当性 The Secondary Sponsor's Eligibility	<input type="checkbox"/> 該当 Eligible	<input type="checkbox"/> 非該当 Non-eligible
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
(3) 多施設共同研究の該当の有無 Eligibility for Multi-Institutional Research		
名称 Name	<input type="checkbox"/> 有 Yes	<input type="checkbox"/> 無 No
住所 Address		
電話番号 Telephone Number		
管理者の氏名 Name of Manager		
実施責任者の連絡先 Contact Information of Researcher in Charge		
所属機関の住所 Address of Affiliated Institution		
電話番号 Telephone Number		
電子メールアドレス Email Address		
氏名 Name		
所属機関 Affiliation		
所属部署 Department		
所属機関の郵便番号 Postcode of Affiliated Institution		
共研究機 Research Institutions		
事務担当者の連絡先 Contact Information of Administrative Staff		
FAX番号 Fax Number		
電子メールアドレス Email Address		
再生医療等を行う医師又は歯科医師 Physician or Dentist Performing Regenerative Medicine		
所属機関・部署 Affiliation / Department		
救急医療に必要な施設又は設備（第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行ふ場合のみ必須項目） Emergency Medical Services and Equipment (First or Second Type Regenerative Medicine, if applicable)	<input type="checkbox"/> 施設・他施設 Facilities and Other Facilities	<input type="checkbox"/> 他の医療機関 Other Medical Institutions

様式第一（第二十七条関係）（第六面）

(3) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等 Methods for Acquiring Cells Used in Regenerative Medicine and Methods for Manufacturing and Quality Management of Specific Cell Products		
(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法 (特定細胞加工物を用いる場合のみ記載) Method for Acquiring Cells Used in Regenerative Medicine (Only for Specific Cell Products)		
再生医療等に用いる細胞の入手の方法 Method for Acquiring Cells Used in Regenerative Medicine		
特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法の概要 Summary of Methods for Manufacturing and Quality Management of Specific Cell Products		
特定細胞加工物の投与の方法 Method for Administering Specific Cell Products		
特定細胞加工物の製造の委託の有無 Eligibility for Contract Manufacturing of Specific Cell Products	<input type="checkbox"/> 有 Yes	<input type="checkbox"/> 無 No
特定細胞加工物製造事業者の名称 Name of Specific Cell Product Manufacturing Company		
細胞培養加工施設 Cell Culture Processing Facility	施設の施設番号 Facility Number	細胞培養加工施設の名称 Name of Cell Culture Processing Facility
細胞培養加工施設の委託する場合 Eligibility for Contract Manufacturing of Cell Culture Processing Facilities	は委託の内容 Content of Contract	
(3) 再生医療等製品に関する事項 (再生医療等製品を用いる場合のみ記載) Items Related to Regenerative Medicine Products (Only for Cases Using Regenerative Medicine Products)		
再生医療等製品の名称 Name of Regenerative Medicine Product	(販売名) (General Name)	
再生医療等製品の製造販売業者の名称 Name of Manufacturer and Distributor of Regenerative Medicine Products		
再生医療等製品の承認の内容(用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項) Content of Approval (Indications, Dosage, Administration Method, Efficacy, and Side Effects)		
再生医療等製品の扱いの方法 Method for Handling Regenerative Medicine Products		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

様式第一（第二十七条関係）（第七面）

(4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器に関する事項（未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外
一般的の名称（国内外で未承認の場合には開発コードを記載する）		
一般の品名（海外製品の場合は国名も記載すること）		
医療機器の種類		
医療機器の承認・認証・届出番号		
医薬品又は医療機器の提供者所在地		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

- 4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置
 (1) 利益相反管理に関する事項
 ① 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与

特定細胞加工物製造事業者の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織の名称		
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
契約締結日		
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容		
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

- ③ 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者又は医薬品等製造販売業者等以外からの研究資金等の提供に関する措置
- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| 研究資金等の提供の有無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 研究資金等の提供組織の名称 | | |
| Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性 | <input type="checkbox"/> 該当 | <input type="checkbox"/> 非該当 |

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

(2) その他再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

提供する再生医療等の安全性についての検討内容		
再生医療等の提供する再生医療等の妥当性についての検討内容		
再生医療等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
契約締結日		
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容		
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

様式第一（第二十七条関係）（第八面）

② 再生医療等に対する医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供その他の関与

医薬品等製造販売業者等の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供の有無		
研究資金等の提供組織の名称		
Source of Monetary Support/Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
契約締結日		
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容		
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

提供する再生医療等の安全性についての検討内容		
再生医療等の提供する再生医療等の妥当性についての検討内容		
再生医療等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
契約締結日		
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容		
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容		

様式第一（第二十七条関係）（第九面）

疾病等の発生時における報告体制の内容	
再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾患等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)	
再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容	
監査の実施予定の有無	
実施状況の確認	□ 有
	□ 無
実施状況の進捗状況	
研究の進捗状況	主たる評価項目に係る研究結果
	Summary
細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法	
細胞提供者について	
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
補償の内容 (保険への加入等の具体的な内容)	
再生医療等を受ける者について	
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
再生医療等を受けた者の具体的な内容 (保険への加入等の具体的な内容)	
審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項	
当該再生医療等について審査等業務を行つ認定再生医療等委員会の名称	
Name of Certified Review Board	
住所.....	
Address	
電話番号	
電子メールアドレス	
認定再生医療等委員会の委員の構成	
認定再生医療等委員会による審査結果	
認定再生医療等委員会による意見書の発行日	
認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号	

様式第一（第二十七条関係）（第十面）

7 その他

個人情報の取扱いの方法
教育又は研修の方法
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況
国際共同研究を行う研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）の対象となる再生医療等
遺伝子治療等臨床研究に関する法律（平成15年法律第97号）の対象となる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品又は医療機器
他の臨床研究登録機関の名称
Issuing Authority

(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 提出は、正記欄1通とすること。
- 各項目の記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 1 (1) 「Scientific Title (Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載すること。「Public Title (Acronym)」の欄も同様とする。
- 1 (2) の「第1症例登録日」については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。
- 1 (2) の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、「介入キーワード」、2の「e-Rad番号」、6の「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」については任意記載とする。
- 2 (2) のその他研究の実施体制に関する事項の「氏名」の欄には、所属における担当部門の長ではなく、当該再生医療等の提供を行う担当責任者を記載すること。
- 2 (2) の「実施責任者・再生医療等の提供を行う医療機関の管理者以外の研究を総括する者」、4の「研究資金等の提供組織名稱」については、個別の研究毎にSecondary Sponsorの該当性を判断し、記入すること。Secondary Sponsorは、Primary Sponsor（再生医療等の提供を行つ医療機関の管理者）が負う研究の実施に係る責務のうち、研究の立案や研究資金の調達に係る責務について、Primary Sponsorと共同してその責務を負う者とする。
- 3 (4) の「一般的な名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。
- 4 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」については、空欄で提出すること。
- 4 (2) の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の項目報告書を作成後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。
- 4 (2) の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

様式第一の二の「基準を定めよ。」
株式第一の二（第二十七条関係）（第一面）

再生医療等提供計画(治療)

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を
行う医療機関

住 所

管理者
氏 名

印

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

再生医療等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種	<input type="checkbox"/> 第二種	<input type="checkbox"/> 第三種
----------	---	------------------------------	------------------------------

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等
(1) 再生医療等に用いる細胞(特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)

再生医療等に用いる細胞(特定細胞加工物の構成細胞となる細胞)	細胞提供者から細胞の供給を受ける医療機関等の名称(動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取を行う機関等の名称)
細胞提供者の選定方法(動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の選定方法)	細胞提供者の適格性の確認方法(動物の細胞を用いる場合は細胞を採取する動物の適格性の確認方法)
細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容	細胞の採取の方法

様式第一の二（第二十七条関係）（第二面）

2 人員及び構造設備その他施設等

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
医師名		
所屬部署		
者所屬機関の郵便番号		
の所属機関の住所		
連絡電話番号		
電子メールアドレス		
先役職		
事務所所属機関		
担当所属部署		
当所属機関の郵便番号		
の所属機関の住所		
連絡電話番号		
FAX番号		
先電子メールアドレス		
医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
医師名		
所屬機関・部署		
役職		
自施設・他施設	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
救急医療に必要な施設又は設備(第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行う場合のみ必要)	救急医療に必要な施設又は設備の内(他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容)	

様式第一の二（第二十七条関係）（第三面）

（2）特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

特定細胞加工物の名称		
製造及び品質管理の方法の概要		
特定細胞加工物の投与の方法		
特定細胞加工物の製造の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
細胞培養加工施設の施設番号		
細胞培養加工施設の名称		
細胞培養加工施設の委託する場合は委託の内容		

（3）再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

再生医療等製品の名称	(販売名) (一般的名称)	
再生医療等製品の製造販売業者の名称		
再生医療等製品の承認の内容(用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項)		
再生医療等製品の投与の方法		

（4）再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)における未承認又は適応外の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外
一般的の名称(国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること)		

様式第一の二（第二十七条関係）（第四面）

4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

再生医療等技術の安全性についての検討内容		
再生医療等を提供する再生医療等の妥当性についての検討内容		
行う際の責務		
特定細胞加工物の投与の可否の決定の方法(特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)		
再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容		
細胞の安全に関する疑義が生じた場合の措置の内容		
試料及び細胞加工物の一部の保管期間(保管しない場合にはその理由)		
試料及び細胞加工物の一部を保管する場合にあっては、保管期間終了後の取扱い		
疾病等の発生時における報告体制の内容		
再生医療等の提供終了後の措置の内容(疾病等の発生についての適切な期間の追跡調査、効果についての検証の内容)		
再生医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容		

5 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

細胞提供者について

細胞の有無 (保険への加入等の具体的な内容)

 有 無

再生医療等を受ける者について

細胞の有無 (保険への加入等の具体的な内容)

 有 無

細胞の有無 (保険への加入等の具体的な内容)

 有 無

6 審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項

認定再生医療等委員会の名称		
認定再生医療等委員会の認定番号		
認定再生医療等委員会の委員の構成		
認定再生医療等委員会による審査結果		
認定再生医療等委員会による意見書の発行日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不適	
認定再生医療等委員会が当該再生医療等に奉行した審査受付番号		

株式第一の二（第二十七条関係）（第五面）

7 その他

個人情報の取扱いの方法		
教育又は研修の方法		
苦情及び問合せへの対応に関する体制		
設備状況		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の対象となる再生医療等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品、医療機器	<input type="checkbox"/> [※] 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

（留意事項）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

4 1の「再生医療等の内容」の欄には、対象となる者の基準その他具体的な内容を記載すること。

5 3（1）の「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称」の欄には、細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等の提供を行う医療機関と同一である場合には「再生医療等の提供を行う医療機関と同じ。」と記載すること。

6 3（4）の「一般的名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。

7 4の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

8 6の「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行した審査受付番号」については任意記載とする。

送付兼「ゆうゆく宅急便専用。
株式第二（第二十八条関係）

再生医療等提供計画事項変更届書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等提供機関 名称

住所

管理者（多施設共同研究として実施する場合は代表管理者） 氏名

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第1項の規定により提出します。

記

再生医療等提供計画の計画番号	再生医療等の名称
変更事項	変更前
変更内容	変更後
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

（留意事項）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三 (第三十条関係)
様式第四 (第三十一条関係)

再生医療等提供計画事項軽微変更届書

再生医療等提供中止届書

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

年 月 日

再生医療等提供機関 名称

住所

印

管理者 (多施設共同研究として実施する場合
は代表管理者)

再生医療等提供機関 名称

住所

印

管理者 (多施設共同研究として実施した場合
は、代表管理者)

下記のとおり、再生医療等提供計画を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

記

再生医療等提供計画の計画番号	
再生医療等の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

再生医療等提供計画の計画番号	
再生医療等の名称	
中止年月日	
中止の理由	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 提出は、正本 1 通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

(留意事項)
1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 提出は、正本 1 通とすること。
3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第五(第四十三条関係) 第二面

(第一面)

再生医療等委員会認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

再生医療等委員会を設置する者

氏名
略及び代表者の氏名

下記のとおり、再生医療等委員会の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第2項の規定により提出します。

再生医療等委員会を設置する者は、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第42条第1項各号に掲げる団体に該当すること、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

1 再生医療等委員会に関する事項

再生医療等委員会の名称		
再生医療等委員会の所在地		
審査等業務の対象	<input checked="" type="checkbox"/> 第三種再生医療等 提供計画のみに係 る審査等業務を実 施	<input type="checkbox"/> 左記以外
審査等業務を行う体制		
手数料の算定の基準（手数料を微収す る場合のみ記載）		

2 再生医療等委員会の連絡先

担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署FAX番号	
担当部署電子メールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の役職	
苦情及び問合せを 受け付けるための 窓口	
再生医療等委員会の運営に関する情報 の掲載URL	

※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること

様式第五(第四十三条関係) 第二面

(第二面)

再生医療等委員会認定申請書

委員名簿	委員の構成要件の該当性	氏名	職業(所属及び役職)	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
特定認定再生医療等委員会の場合	第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行いう場合				

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

様式第五（第四十三条関係）（第三面）

（留意事項）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 提出は、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。

5 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を継続的に行うことができる体制、

再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。

6 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。

7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄には、次のとおりとすること。

特認認定再生医療等委員会の場合

〔①分子生物学等〕・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家

〔②再生医療等〕・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の議見を有する者

〔③臨床医〕・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）

〔④細胞培養加工〕・・・細胞培養加工に関する識見を有する者

〔⑤法律〕・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関する知識のある法律に関する専門家

〔⑥生命倫理〕・・・生命倫理に関する識見を有する者

〔⑦生物統計等〕・・・生物統計等その他の臨床研究に関する識見を有する者

〔⑧一般〕・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般的立場の者

第三種再生医療等委員会の認定番号及び
認定年月日

認定再生医療等委員会の名称

変更事項

変更前

変更後

認定委員会設置者	住 所	法人にあっては、主たる事務所の所在地
氏 名	法人にあっては、名称及び代表者の氏名	印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の変更の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第1項の規定により申請します。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

（留意事項）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者

4 又は管理人の氏名を記載すること。

各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙

のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第七（第五十二条関係）

再生医療等委員会認定事項変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等委員会認定事項軽微変更届書

再生医療等委員会認定事項変更届書

年 月 日

厚生労働大臣 殿
地方厚生局長 殿

認定委員会 住 所
設置者
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
法人にあっては、名稱及び代表者の氏名

印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項を変更したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第27条第2項の規定により届け出ます。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	
認定再生医療等委員会の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更理由	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数記載すること

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者は管理人の氏名を記載すること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者は管理人の氏名を記載すること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

再生医療等委員会認定証書換え交付申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

厚生労働大臣
地方厚生局長

認定委員会 住 所
設置者
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
法人にあっては、名稱及び代表者の氏名

印

下記のとおり、再生医療等委員会の認定証の書換え交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第56条の規定により申請します。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日
認定再生医療等委員会の名称 変更事項	認定再生医療等委員会の名称 変更前
変更内容 変更後	変更後
変更年月日 変更理由	変更年月日 変更理由

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること
(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
提出は、正本1通とすること。
- 2 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 3 認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 4 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

再生医療等委員会認定証再交付申請書

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

認定委員会 住 所
設置者
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
法人にあっては、名稱及び代表者の氏名

印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定証の再交付を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第57条第1項の規定により申請します。

記

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日	認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日
認定再生医療等委員会の名称 再交付申請の理由	認定再生医療等委員会の名称 再交付申請の理由

様式第十二(第五十八条関係) (第一面)

様式第十二(第五十八条関係) (第二面)

様式第十二(第五十八条関係) (第一面)

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

認定委員会 住 所
設置者
氏 名

印

下記のとおり、認定再生医療等委員会の認定事項の更新を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第28条第6項において準用する同法第26条第2項の規定により提出します。

認定委員会設置者は、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第42条第6項各号に掲げる団体に該当すること、認定委員会設置者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同項第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること

1 更新を受けようとする認定再生医療等委員会に関する事項
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の認定番号及び認定年月日
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の名称
更新を受けようとする認定再生医療等委員会の所在地
変更内容
※ 複数該当がある場合は、欄を複数して記載すること
審査等業務を行った開催回数
審査等業務の対象

2 再生医療等委員会の連絡先
担当部署
担当部署電話番号
担当部署FAX番号
担当部署電子メールアドレス
担当部署の責任者の氏名
苦情及び問合せを受け付けるための窓口
担当部署の責任者の役職 名称
連絡先
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載URL